

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)における核燃料物質使用変更許可申請及び保安規定変更認可申請に係る行政相談

2. 日時: 令和3年7月30日(金)10時00分～11時10分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、梶見主任安全審査官、矢野安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 燃料材料開発部 次長 他6名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請及び保安規定変更認可申請を予定している旨の説明があった。

○保安規定変更認可申請を予定している内容は、令和3年6月22日付け原規規発第2106221号の核燃料物質使用変更許可を踏まえ、照射燃料試験施設(以下「AGF」という。)における燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランの酸化処理終了に伴う変更、AGF 及び照射燃料集合体試験施設(以下「FMF」という。)における核燃料物質取扱制限に係る変更、FMF における分析装置及び使用場所の追加に係る変更、照射材料試験施設(以下「MMF」という。)及び第2照射材料試験施設(以下「MMF-2」という。)を核燃料物質、核原料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)第41条非該当の使用施設としたことに伴う記載の削除を行うものである。

○また、核燃料物質使用変更許可申請を予定している内容は、AGF における核燃料物質の使用等の終了に伴う設備の解体撤去、FMF における少量試料用の設備・分析装置の追加、MMF 及び MMF-2における核燃料物質の取扱い終了に伴う、設備の削除、実効線量評価の変更等をするものである。この場合、実効線量評価の変更について、評価に用いる気象データの更新は他事業所と同様に行うべきか確認したい。

(2) 原子力規制庁からは、以下の点を伝えた。

○気象データについては、他事業所と同様に最新のデータを用いて評価することが適切であると考える。

(3) 原子力機構から、本日の面談を踏まえ、申請の準備を進める旨の発言があった。

6. 提出資料

- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更内容について
- ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請等について 照射燃料試験施設(AGF)における核燃料物質の使用等の終了に関する記載の見直し等
- ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請等について 照射燃料集合体試験施設(FMF)における少量試料用の設備・分析装置の追加について
- ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請等について MMF,MMF-2における核燃料物質の取扱い終了 共通編における実効線量評価の変更